平成３０年（フ）第６３号
北九州市小倉北区片野３丁目４番24―303号
債務者　御供田静美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣重　純理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９号
佐賀市三瀬村藤原537番地13
債務者　村中美香子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
大阪府八尾市高安町北６丁目24番地
債務者　和田　　大
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２丁目１番４号　今井マンション205号
債務者　村田ひとみ
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４号
香川県丸亀市土器町東７丁目564番地　クラール土器町Ｃ204号
債務者　松浦　　翔
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２７４号
香川県高松市西春日町1407番地　県住11―301
債務者　藤本　　均
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　瑠美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８号
仙台市太白区郡山８丁目21番14号
債務者　伊勢てつ子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
仙台市若林区六丁の目北町12番１―607号、従前の住所仙台市太白区鈎取４丁目18番５号
債務者　高橋　正治
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐瀬　充洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
岡山県倉敷市林638番地10
債務者　奥野　晋也
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９７号
広島市南区出島１丁目16番３―302号
債務者　金ちゃんこと　小柳　忠信
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４号
広島市西区南観音５丁目16番19―101号　Ｂ棟
債務者　エミオンこと　髙﨑　一誠
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　俊哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１１号
愛媛県松山市立花３丁目10番21号　セジュールシマ203号
債務者　金澤　亮子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３２号
愛媛県松山市古三津２丁目13番７―３　ヴィラ愛夢106号、住民票上の住所愛媛県松山市青葉台13番地２
債務者　久川　達也
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
愛媛県大洲市戒川甲884番地８
債務者　石堂　勝徳
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２０６号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目34番６号
債務者　西平美佐枝（旧姓前田・ウィームス）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３４号
神戸市東灘区本山北町５丁目５番12号
債務者　今出佐知子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部